

議案件名（令和7年第2回定例会）

専決処分	2件（条例の一部改正1件、議決事件の一部変更1件）
予算案	1件（補正予算1件）
条例案	17件（制定2件、一部改正15件）
一般議案	7件（工事請負契約1件、議決事件の一部変更6件）

計 27件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について(千葉市市税条例の一部改正)(令和7年3月31日)
(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正により、原動機付自転車の軽自動車税種別割に新たな区分が設けられたことに伴い、その税率を定めたもの

- (1) 総排気量が50ccを超え125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の2輪の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする。
(2) 施行期日 R7.4.1
(3) 法改正 R7.3.31公布、R7.4.1施行

- 2 専決処分について(議決事件の一部変更(千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約))(令和7年3月19日)
(財政局 資産経営部 管財課)

契約金額	変更前	27,357,254,000円
	変更後	27,420,192,000円

- (1) 議決年月日 H31.3.6
R2.3.16(契約金額の変更)
R4.12.16(契約金額の変更)
R5.12.18(契約金額の変更)
R6.6.21(契約金額及び工期の変更)

- (2) 変更の理由等

資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用するほか、地中埋設物の撤去及び工事間流用土の受入れにより、契約金額を変更した。なお、本件工事の工期である令和7年4月30日までに、契約を変更する必要があったことから、専決処分とした。

（ 予 算 案 ）

- 1 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）

(条 例 案)

- 1 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務局 総務部 給与課)

投票管理者等の報酬の額を引き上げるほか、所要の改正を行う。

- (1) 改定内容

区 分	改定前	改定後
投票所の投票管理者	12,800円	14,500円
期日前投票所の投票管理者	11,300円	12,800円
開票管理者、選挙長	10,800円	12,200円
投票所の投票立会人	10,900円	12,400円
期日前投票所の投票立会人	9,600円	10,900円
開票立会人、選挙立会人	8,900円	10,100円

- (2) 投票管理者が職務時間内に交替する場合の報酬の額は、市長が定めることとする。
(3) 施行期日 公布の日

- 2 千葉市市税条例の一部改正について (財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の申告書の提出に係る規定を改める。

- (1) 地方税法の一部改正により、特定親族特別控除(※)が設けられ個人市民税の申告書を提出しなければならない者に公的年金等に係る所得のみの者で特定親族特別控除を受けようとする者(特定親族の前年の合計所得金額が85万円を超える場合に限り。)が加えられたため、同様の改正を行う。

※納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の配偶者以外の親族等で前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下である者を有する所得割の納税義務者が受けられる控除

- (2) 施行期日 R8.1.1
(3) 法改正 R8.1.1施行

- 3 千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について
(保健福祉局 健康福祉部 健康支援課)

産後ケア事業における重大事故を特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証事項に加える。

- (1) 子ども・子育て支援法の一部改正により産後ケア事業(※)が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたことを踏まえ、産後ケア事業における重大事故についても特定教育・保育施設等重大事故検証部会において検証することとする。

※出産後1年未満の産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

- (2) 施行期日 公布の日

4 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する
条例の制定について (保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

手話言語の普及を促進するとともに、障害者が円滑なコミュニケーションを図るための基本理念及び市の責務その他必要な事項を定める。

(1) 条例で定める主な内容

ア 基本理念

(ア) 市、市民等及び事業者は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話言語を使用する権利等を尊重し、手話言語の理解の促進及び普及を目指すとともに、将来世代へ継承していくものとする。

(イ) 市、市民等及び事業者は、障害の特性に応じた手段によって情報を提供することにより障害者が意思決定ができること、また、障害の特性に応じた手段により情報の発信を行い自身の意思を表明できることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境整備に努めるものとする。

イ 市の責務並びに市民等及び事業者の役割

(ア) 市の責務

基本理念に基づき、手話が言語であるということの理解の促進、手話言語の普及、手話言語を使用する権利等が守られる環境の整備及び障害者のコミュニケーションの支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(イ) 市民等及び事業者の役割

基本理念に対する理解を深め、障害者が情報を取得し、及び利用することの重要性を認識し、市の施策に協力するよう努めること等

ウ 施策の推進

市は、手話が言語であるということの理解の促進、手話言語の普及促進、障害の程度等にかかわらず情報の取得等をできる環境の整備等に係る施策を推進するものとする。

エ 意見聴取

施策の実施状況を確認するために、障害者、学識経験者等の意見を聴く必要がある場合は、障害者施策推進協議会に諮るものとする。

オ コミュニケーション支援の体制の整備

市は、ろう者に対し行政手続等に必要なコミュニケーションのための支援を行うため、市内の行政手続を行う窓口等に手話通訳者を設置するものとする等

カ 災害時のコミュニケーションの支援

市は、災害の発生時に災害の発生及び避難に係る情報について障害の特性に応じた発信を行う等、障害の特性に応じた支援の充実に努めるものとする。

(2) 施行期日 公布の日

5 千葉県新日本建設・金綱一男子ども若者育英基金条例の制定について
(こども未来局 こども未来部 こども企画課)

千葉県新日本建設・金綱一男子ども若者育英基金を設置する。

(1) 困難な状況にある子どもや若者が健やかに成長し自立すること等を支援するため、基金を設置する。

<積み立てる額等>

- ・(公財)新日育英奨学会から寄附を受ける新日本建設(株)の株式
- ・新日本建設(株)の株式に係る配当金額
- ・金綱一男氏((公財)新日育英奨学会理事長及び新日本建設(株)取締役会長)からの寄附金
- ・市の積立金額

(2) 施行期日 公布の日

6 千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について
(市民局 市民自治推進部 市民総務課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容

区 分		改定前	改定後	
コミュニティセンター の諸室 (2時間につき)	集会室	190～810円	240～1,020円	
	和室	60～560円	80～700円	
	サークル室	100～580円	130～720円	
体育館 (専用使用、全館)	一般	午前9時～午後1時	4,590円	5,960円
		午後1時～午後5時	4,590円	5,960円
		午後5時～午後9時	9,210円	11,920円
	高校生 以下	午前9時～午後1時	2,260円	2,980円
		午後1時～午後5時	2,260円	2,980円
		午後5時～午後9時	4,550円	5,960円

(2) 施行期日 R8.4.1

7 千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正について
(市民局 市民自治推進部 市民総務課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容 (2時間につき)

区 分	改定前	改定後
和室	500円	640円
多目的室	940円	1,180円
集会室	340円	440円

(2) 施行期日 R8.4.1

8 千葉市民会館設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容 (1日につき)

区 分		改定前	改定後
大ホール	平日	102,950円	133,830円
	土日休日	133,840円	173,990円
小ホール	平日	33,600円	43,680円
	土日休日	45,270円	58,850円
会議室		7,130円	8,880円

(2) 施行期日 R8.4.1

9 千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容 (1日につき)

区 分		改定前	改定後
ホール	平日	98,030円	127,430円
	土日休日	118,350円	153,850円
楽屋		3,110円	4,040円
レコーディング室		11,870円	15,430円

(2) 施行期日 R8.4.1

10 千葉市文化ホール設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容 (1日につき)

区 分		改定前	改定後
若葉文化ホール	ホール	平日	58,070円
		土日休日	69,660円
	楽屋		3,110円
美浜文化ホール	ホール	平日	49,230円
		土日休日	58,660円
	音楽ホール	平日	19,900円
		土日休日	24,080円
	楽屋		2,710円

(2) 施行期日 R8.4.1

11 千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容

区 分		改定前	改定後	
メインアリーナ (専用使用、1日につき)	アマチュア	入場料なし	82,430円	98,910円
		入場料あり	330,000円	396,000円
	アマチュア 以外	入場料なし	660,000円	792,000円
		入場料あり	1,320,000円	1,584,000円
サブアリーナ (専用使用、1日につき)	アマチュア	入場料なし	21,050円	25,260円
		入場料あり	82,560円	99,070円
	アマチュア 以外	入場料なし	164,950円	197,940円
		入場料あり	330,000円	396,000円
トレーニング室(1)(個人使用、1人2時間につき)		460円	590円	

(2) 施行期日 R8.4.1

12 千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容

区 分		改定前	改定後
体育館 (専用使用、全館)	午前9時～午後1時	4,590円	5,960円
	午後1時～午後5時	4,590円	5,960円
	午後5時～午後9時	9,210円	11,920円
野球場 (2時間につき)	一般	1,440円	1,870円
	高校生	690円	930円
	中学生以下	460円	620円
相撲場 (専用使用)	午前9時～正午	1,440円	1,870円
	正午～午後5時	2,950円	3,830円

(2) 施行期日 R8.4.1

13 千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正について

(経済農政局 経済部 雇用推進課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容 (1日につき)

区 分		改定前	改定後
体育館 (専用使用、全館)	一般	18,410円	23,840円
	勤労者団体	14,720円	19,070円

(2) 施行期日 R8.4.1

14 千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正について

(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 改定内容 (1日につき)

区 分	改定前	改定後
ホール	53,210円	69,170円
映像音声加工編集ブース	3,250円	4,220円

(2) 施行期日 R8.4.1

15 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

有料公園施設の利用料金の上限の額を改定するほか、所要の改正を行う。

(1) 有料公園施設の利用料金の上限の額を改定する。

・主な改定内容

区 分		改定前	改定後
野球場 (2時間につき)	一般	1,440円	1,870円
	高校生	690円	930円
	小・中学生	460円	620円
体育館 (専用使用、全館)	午前9時～午後1時	4,590円	5,960円
	午後1時～午後5時	4,590円	5,960円
	午後5時～午後9時	9,210円	11,920円

(2) 花島公園弓道場の供用時間を変更する。
午前9時～午後5時 → 午前9時～午後9時

(3) 施行期日 R8.4.1

16 千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

使用料の額を改定する。

(1) 改定内容

区 分			改定前	改定後
大宮スポーツ広場、 宮崎スポーツ広場	庭球場 (1面、2時間につき)	一般	630円	810円
		小・中・高校生	460円	540円
幕張西スポーツ広場	野球場 (2時間につき)	一般	1,440円	1,870円
		高校生	690円	930円
		中学生以下	460円	620円
	多目的広場 (2時間につき)	一般	860円	1,110円
		高校生	430円	550円
	中学生以下	280円	370円	

(2) 施行期日 R8. 4. 1

17 青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

使用料金の額を改定するとともに、野球場のスコアボードの使用料金を定める。

(1) 使用料金の額を改定する。

・主な改定内容

区 分			改定前	改定後
野球場 (入場料なし、2時間につき)	野球に使用	一般	3,300円	4,290円
		高校生	1,560円	2,140円
		小・中学生	1,000円	1,430円
		プロ野球	9,900円	12,870円
	野球以外に使用	9,900円	12,870円	
弓道場 (専用使用、2時間につき)		一般	1,290円	1,670円
		高校生	620円	830円
		中学生	460円	550円

(2) 野球場のスコアボードの使用料金を定める。

区 分	使用料金(1時間につき)
入場料の類を徴収しない場合	1,600円
入場料の類を徴収する場合	3,200円

(3) 施行期日 R8. 4. 1

(一 般 議 案)

1 工事請負契約について

(財政局 資産経営部 資産経営課)

工 事 名	千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事
施 工 場 所	中央区千葉港2番1号
工 事 概 要	(1) 減築解体工事一式 (2) 外部・躯体改修工事一式 (3) 内部改修工事一式 (4) 電気設備工事一式 (5) 機械設備工事一式 (6) 昇降機設備工事一式
契 約 方 法	随意契約
契 約 金 額	21,096,570,000円
工 期	契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで
請 負 者	大成建設株式会社千葉支店

(1) 千葉中央コミュニティセンターは、築後50年が経過し、老朽化していることに加え、耐震性能が不足していることから、建物の一部を減築するとともに、大規模改修を行う。

なお、本件は、施工ヤードが狭隘であるなど、難易度の高い減築大規模改修工事であることから、公募により選定された建設会社(施工予定者)が、実施設計段階から技術協力を行うECI方式を採用しており、当該建設会社である大成建設株式会社千葉支店と、随意契約により工事請負契約を締結する。

(2) 規模等

ア 構造	(改修前)鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上10階地下3階建 (改修後)鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下3階建
イ 敷地面積	8,244㎡
ウ 建築面積	(改修前)5,650㎡ (改修後)4,950㎡
エ 延床面積	(改修前)51,801㎡ (改修後)32,832㎡

(3) 施設内容

コミュニティセンター(プール含む)、シルバー人材センター等の公共公用施設

(4) 年度計画

R4年度	基本設計
R5～6年度	実施設計
R7～9年度	減築大規模改修工事
R10.4	供用開始(予定)

- 2 議決事件の一部変更について(千葉市総合保健医療センター大規模改修工事に係る工事請負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	1, 206, 700, 000円
	変更後	1, 264, 157, 400円

- (1) 議決年月日 R6.3.19
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

- 3 議決事件の一部変更について(千葉市総合保健医療センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	1, 386, 957, 000円
	変更後	1, 504, 122, 400円

- (1) 議決年月日 R6.3.19
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

- 4 議決事件の一部変更について(千葉市総合保健医療センター大規模改修機械設備
工事に係る工事請負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	2,387,000,000円
	変更後	2,448,112,700円

- (1) 議決年月日 R6.3.19
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

- 5 議決事件の一部変更について(千葉市療育センター大規模改修工事に係る工事請
負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	515,900,000円
	変更後	517,089,100円

- (1) 議決年月日 R6.9.17
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

- 6 議決事件の一部変更について(千葉市療育センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	473,000,000円
	変更後	490,893,700円

- (1) 議決年月日 R6.9.17
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。

- 7 議決事件の一部変更について(千葉市療育センター大規模改修空調設備工事に係る工事請負契約) (都市局 建築部 建築管理課)

契約金額	変更前	506,000,000円
	変更後	523,548,300円

- (1) 議決年月日 R6.9.17
(2) 変更の理由
資材・労務単価等の変動に伴いインフレスライド条項を適用し、契約金額を変更する。